

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱

平成29年9月28日 まちづくり政策局都市計画担当局長決裁

最新改正 令和8年10月1日

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年札幌市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 この要綱は、ユニバーサルデザインタクシーを導入する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するタクシー事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を経営する者をいう。
- (2) リース事業者 タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するため、タクシー事業者に対して、自らが所有する車両を有償で貸与する者をいう。
- (3) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づき国土交通大臣が認定したタクシーをいう。

（補助対象車両）

第3条 この要綱による補助金の交付対象となるユニバーサルデザインタクシー（以下「補助対象車両」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車で自動車検査証にハイブリッド車であることが記載されている車両その他市長が認める環境性能を有した車両
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両
- (3) 第8条の規定により補助金の交付を決定した会計年度の3月31日までに、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をい

う。)された車両(新規登録後に登録を抹消した中古自動車で再登録されたものを除く。)

(4) 本市の他の補助金の交付を受けていない車両

(補助対象事業者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則第5条第3項第1号から第3号までの規定に該当する者がいないものとする。

- (1) 補助対象車両を購入するタクシー事業者(割賦販売(売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売することをいう。)等により補助対象車両を購入する場合にあっては、当該補助対象車両の使用となるタクシー事業者)
- (2) 補助対象車両を購入し、タクシー事業者と当該補助対象車両に係るリース契約を締結したリース事業者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、タクシー事業者が運送事業を行う上で使用する補助対象車両本体の購入費とする。ただし、補助対象事業の実施に要する経費にかかる消費税及び地方消費税のうち、仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額)

第6条 車両1台当たりの補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 認定要領に基づく認定レベル1、2の車両
1台当たり15万円
- (2) 認定要領に基づく認定レベル準1の車両
1台当たり10万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請者」という。)は、要綱に定める必要事項を明らかにしたうえで、市長が別に定める日までに市長に申請を行わなければならない。

2 前項の申請には、別表1に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容その他必要な事項を審査し、補助の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う際には、次条に定める条件を付すものとする。

3 前条第1項の期限までに受理した申請に係る補助金の交付額の合計が、本市の予算の範囲を超える場合の交付決定の方法は、市長が別に定めるものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定したときは、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付決定通知書（様式1）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、申請者が規則第5条第3項第1号から第3号までに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付の条件は、次に定めるところによる。

(1) 補助対象車両を使用するタクシー事業者（以下「補助車両使用事業者」という。）において、交付申請時に、以下のいずれかを満たす乗務員を、補助対象車両及び申請時に保有しているユニバーサルデザインタクシー1台につき、2名以上（1人1車制個人タクシーの場合は1名）配置していること。ただし、この条件によって必要とされる乗務員が、補助車両使用事業者に勤務する全ての乗務員数を超える場合は、全ての乗務員が以下のいずれかを満たさなければならない。

ア ユニバーサルドライバー研修の修了者

イ サービス介助士の資格を有している者又はケア輸送サービス従事者研修の修了者

ウ 介護福祉士の資格を有している者又は介護職員初任者研修の修了者

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらに類する資格を有し、又は研修を修了している者

(2) 補助車両使用事業者において、前号の規定によりユニバーサルデザインタクシーに配置する全ての乗務員に対して、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を申請年度において実績報告時まで2回以上実施すること。

(3) 申請者及び補助車両使用事業者が、市税を滞納していないこと。

(4) 申請者及び補助車両使用事業者が、規則第5条第3項第1号から第3号までの規定に該当しないこと。

(5) リース事業者が申請者となる場合においては、貸与先のタクシー事業者が支払うリース料金から、少なくとも本補助金及び補助事業に対して交付される他の補助金又は助成金並びにこれに類するものの額を減額すること。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

2 前項の規定により申請を取下げることができる期間は、第8条第4項の規定による通知を受領した日から20日以内とし、取下げの申請をしようとするものは、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請取下届出書（様式2）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の計画変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助対象経費について変更しようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインタクシー導入事業変更承認申請書（様式3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインタクシー導入事業中止承認申請書（様式4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（遅延等報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにユニバーサルデザインタクシー導入事業遅延（不能）報告書（様式5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長にユニバーサルデザインタクシー導入事業の実績を報告（以下「実績報告」という。）しなければならない。ただし、第8条第4項の規定による通知受領日以前に補助事業が完了している場合は、通知を受領した日から20日以内に報告しなければならない。

2 前項の実績報告には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する実績報告を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ユニバーサルデザインタクシー導入

補助金額確定通知書（様式6）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による通知後、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（返還命令）

第17条 市長は、補助事業者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を命ずることができる。

2 前項の場合において、補助事業者は、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けて導入したユニバーサルデザインタクシー（以下「補助財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を完了した日（第8条第4項の規定による通知受領時に補助事業が完了している場合は、通知を受領した日）から起算して3年間（以下「財産処分制限期間」という。）、市長の承認を受けないで、補助財産を補助事業の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、廃棄、貸付又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、財産処分制限期間内に、補助財産を処分しようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインタクシー処分承認申請書（様式7）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に規定する処分を承認する場合において、交付した補助金のうち、当該処分をした時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する部分に関し、別に定める基準により算出した金額を返還させることができる。

（事故等に伴う補助金の返還）

第19条 補助事業者は、財産処分制限期間内に、補助財産が事故による破損等により継続的な使用が困難となった場合は、速やかに書面をもって市長に報告しなければならない

い。

- 2 市長は、前項で報告の対象となった補助財産について、補助の目的を達成できないと判断した場合は、補助事業者に対し、前条第4項の例により、別に定める基準により算出した補助金の返還を命ずることができる。

（帳簿の保存）

第20条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした書類、帳簿等を備え、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、まちづくり政策局総合交通計画部公共交通担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月10日から施行する。
- 2 平成29年度の補助金交付の条件については、第9条第1号中、「申請する会計年度内」とあるのは「平成30年度末まで」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度の補助金交付の条件については、第9条第1号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月21日から施行する。
- 2 令和3年度の補助金交付の条件については、第9条第1号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の

例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月5日から施行する。
- 2 令和4年度の補助金交付の条件については、第9条第1号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。
- 2 令和5年度の補助金交付の条件については、第9条第1項第1号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月22日から施行する。
- 2 令和6年度の補助金交付の条件については、第9条第1項第1号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月15日から施行する。
- 2 令和7年度の補助金交付の条件については、第9条第1項第1号中「交付申請時」を「実績報告書提出時」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

2 令和8年度の補助金交付の条件については、第9条第1号中「交付申請時」を「実績報告時」と読み替えるものとする。

3 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助対象事業について適用し、施行日の前日までに申請された補助対象事業については、なお従前の例による。